

学校感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した生徒は法規の規定により出席停止（欠席日数にはならない）となります。登校するにあたり、学校感染症証明書を主治医に記入していただき担任に提出してください。

主治医による証明書の記入が困難な場合や、発行料が発生し経済的理由から困難な場合など、止むを得ない事情があれば保護者の方が記入し、下欄に保護者が署名捺印のうえ、受診時の領収書のコピーを添付して提出するようお願いいたします。

ただし、2週間以上の出席停止の場合は、必ず医師の証明を提出してください。

	学校感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、ペスト、南米出血、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで 患者は指定機関に入院するので、治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状が消失した後2日経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸感染症（O157）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症 ⇒ 感染性胃腸炎（ノロウイルス）、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症など	医師が感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染書は、症状の軽重があり、出席停止とならない場合があります。主治医の指示に従ってください。

----- きりとり線 -----

学校感染症証明書

筑波大学附属坂戸高等学校長 様

下記の通り学校感染症に罹患していたことを証明します。

1. 生徒氏名 _____ (年 組 番)
2. 診断名 _____
3. 出席停止期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

年 月 日

医療機関名

医師名 印

上記の通り診断されました。止むを得ない理由により証明書を発行してもらえませんでしたので、受診時の領収書のコピーを添付いたします。

保護者氏名 印